

建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）

1. 令和6年度 修了考査問題

本問題は「3版 令和4年8月25日版テキスト」に準拠する。

2. 合否判定基準

- ①修了考査の採点は、全科目の配点の合計をもって満点とする。
- ②合格は、各科目の得点が配点の40%以上であって、かつ、全科目の得点の合計が、60%以上である場合を合格とする。
- ③不合格者は、前項の合格基準を満たさなかった者及び不正行為を行った者とする。

建設業労働災害防止協会広島県支部

建築物石綿含有建材調査者修了考査問題（一般調査者）

受講番号	第	号	氏名	
------	---	---	----	--

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	10
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10
石綿含有建材の建築図面調査	35
目視調査の実際と留意点	35
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	10
合計	100

【注意事項】

1. 試験問題及び解答表には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
2. 解答は、別紙解答表に該当数字をご記入下さい。
3. 文字の不明、その他質問のときは、だまって手を上げて係員がくるのを待って聞いてください。
4. 試験問題と解答表は、必ず返戻してください。
5. 不正行為を行った方は、即時退場していただきます。

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問1 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
2. 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
3. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
4. 事前調査及び分析調査の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。

問2 「石綿の定義、種類、特性」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
2. 2006(平成18)年の厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、セピオライト、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
3. 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
4. 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には、耐火被覆材、断熱材、保温材として使用されたものがある。

問3「石綿による疾病」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
2. 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約20%になるとの報告がある。
3. 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
4. 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。

問4「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、5 f/Lが定められている。
2. 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
3. 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
4. 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数 f/mL～数 100 f/mL の中等度の石綿濃度の場合が多かったことが報告されている。

問5「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 日本において、石綿ばく露作業状況が「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えており、疾患としては、中皮腫が最も多い。
2. 建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
3. 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
4. 複数の建物の石綿含有建材調査をする場合、竣工年からの判断方法では、1980（昭和55）年以降の建築物の優先順位が最も高い。

問 1 「大気汚染防止法、建築基準法、その他関係法令」に関する 1～4 の記述のうち正しいものを選びなさい。

1. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられているが、全ての自治体の条例では調査義務が課せられていない。
2. 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。
3. 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m² 以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
4. 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。

問 2 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢 1～4 は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

石綿有無の実態 調査時の判定	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ウ ・建築物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・エ ・改修解体工事の飛散事故原因 ・建築物所有者などに追加財政負担の発生 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

1. ア) 石綿の使用あり イ) 石綿の使用なし ウ) 不要な対策
エ) 健康障害をもたらすハザードの継続的存在
2. ア) 石綿の使用なし イ) 石綿の使用あり ウ) 必要な対策
エ) 健康障害をもたらすハザードの継続的存在
3. ア) 石綿の使用なし イ) 石綿の使用あり ウ) 不要な対策
エ) 健康障害をもたらすハザードの継続的存在
4. ア) 石綿の使用あり イ) 石綿の使用なし ウ) 必要な対策
エ) 健康障害をもたらすハザードの継続的存在

問3 「リスク・コミュニケーション」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである。」と定義している。
2. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
3. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を意思決定過程に関与させることが重要である。
4. 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。

問4 「石綿含有建材調査者」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
2. 調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
3. 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
4. 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であっても、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する必要はない。

問5 「事前調査の具体的手順の例」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なしとみなす」ことが基本となる。
2. 目視調査のための事前準備において、図面等が断片的または無い場合は、図面なしで調査することでかまわない。
3. 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認と石綿含有建材データベース等との照合により含有建材とみなして判定することもできる。
4. 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

石綿含有建材の建築図面調査

問1「建築一般」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあつては3m以内、2階以上にあつては5m以内の距離にある建物の部分をいう。
2. 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
3. 建築基準法において「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
4. 建築基準法において「階段（構造上重要ではない局部的な小階段、屋外階段を除く）」は、建築物の主要構造部である。

問2「建築一般」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「30分」である。
- イ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ウ 建築基準法において、面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- エ 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・エ 4. ウ・エ

問3「建築設備」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機にエレベーターは含まれる。
2. レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。
3. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。
4. 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のための吹付け石綿は施工されていない。

問4「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け、半乾式吹き付け、湿式吹き付けの3つの工法がある。
2. 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
3. 石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として湿式工法が開発され、現在では湿式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
4. 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿+ロックウール+セメント」と「水」である。

問5「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開できていないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
2. 昭和48年に起きたオイルショック以降施工コスト低減を目的として昭和60年までにかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹き付けで仕上げられていた。
3. 保温材として使用された石綿含有建材には、「けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
4. 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板裏石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。

問6「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. レベル3の石綿含有建材の対象となる法律は、石綿則のみとなる。
2. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
3. 「aマーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
4. レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の0.1重量パーセント基準において”石綿無し”といえる。

問7「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち不適切なものを選びなさい。

1. 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
2. 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので主として内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
3. 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材および天井下地材に使用されている。
4. 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。

問8「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
2. 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿全てを原料としている。
3. 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
4. 石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。

問9「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿発泡体に使用されている石綿の種類はクリソタイル石綿で、石綿の含有率は70～90%と高い。
2. 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。
3. 建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修（再塗装）では、塗材に亀裂や部分的はく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。
4. 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがあるものではないが、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。

問10「書面調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

- ア 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなども行う。
- イ 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- ウ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したのものとして考えてよい。
- エ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、堅穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・エ

問11「図面の種類と読み方」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- 1. 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- 2. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、燃え広がることを防止するためBCJ評定の工法が採用されていることがあるが、この工法であれば材料の中に石綿が含まれることはない。
- 3. 調査に当たる際は、建築確認図など設計図書の借用書を作成し、「建築物所有者」から借用させてもらう。
- 4. 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。

問12「石綿含有建材情報の入手方法」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- 1. 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的か否かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- 2. 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- 3. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- 4. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

問1 「調査計画」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によって異なる。
2. 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
3. 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。
4. 一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違ような材料が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。

問2 「事前準備」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS2 又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
2. 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
3. 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
4. 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPA フィルタ付き真空掃除機などがある。

問3 「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
2. 目視調査に臨む基本姿勢として、狭隘部での調査の後は、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、石綿含有建材調査者自身の「洗顔」「うがい」などを励行する。
3. 目視調査に臨む基本姿勢として、多人数の目視調査は意見が分かれやすく、他者の意見に惑わされやすいため、小人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。
4. 目視調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認が出来る場合がある。

問4 「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
2. 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
3. 試料採取時に石綿にばく露する可能性のある人を最小限にするために、周囲に人がいないことなどを確認する必要がある。
4. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

問5 「目視調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
2. レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
3. 試料採取の注意事項として、石綿含有建材の採取の際には飛散抑制剤等で湿潤化する。
4. レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。

問6 「写真の建材の裏面から得られる情報1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。



1. 「アスノン」という製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
2. 「無石綿」と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
3. 「国土交通大臣認定不燃材料NM-8314」は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
4. 「アスノン」という製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問7「試料採取」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
2. 試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートの準備は不要である。
3. 採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え」で、仮決定しておくこと、その後の調査が円滑に進められることも多い。
4. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。

問8「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものが混在している時期がある。
2. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「セメントスラリー」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
3. 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とする。
4. 内外装仕上げ材の下又は裏に、レベル1建材が存在する事例は確認されていない。

問9「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 吹付け材を除く耐火被覆材は各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
2. 煙突用断熱材の試料採取は、3箇所以上、1箇所あたり10 cm³程度の試料をそれぞれ採取する。
3. 煙突用断熱材の断熱層は全て、「煙道側」にある。
4. 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「不定形の保温材」がほとんどである。

問10 「目視調査の記録方法」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 目視調査において、「やや劣化（一部劣化状態）と判定した場合は、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
2. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「調査の責任分担を明確にする」ことは定められていない。
3. 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
4. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。

問11 「建材の石綿分析」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
2. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
3. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできないとしている。
4. アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1（X線回折分析法）は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析方法である。

問12 「建材の石綿分析」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを選びなさい。

ア 定性分析の方法として、「定性分析法1」及び「定性分析法2」の2種類のみである。

イ 定量分析方法2は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。

ウ 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物のアスベスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスベスト分析には適用できない。

エ 定性分析方法1及び定性分析方法2は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

1. ア・イ
2. ア・ウ
3. イ・エ
4. ウ・エ

問13 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 目視調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。
2. 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
3. 定性分析方法1の分析結果の場合、二層吹き吹付け材の層別の区分や結果に疑問や違和感がないかを確認する。
4. 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性は「ない」ため、石綿含有建材調査者が確認する必要はない。

問1 「目視調査総括票の記入」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
2. 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は不明に「○」をする。
3. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
4. 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（○棟）には、別紙に棟別に整理し追加してもよい。

問2 「目視調査個票の記入」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをする事は避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
2. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
3. 外観の記入においては、建築物正面化粧仕上げに注視し、その他の面の記入は不要である。
4. 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

問3 「調査報告書の作成」に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
2. 試料を分析機関に送付したら、目視調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
3. 石綿含有建材調査者が、分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を受領したら、結果報告が目視推定と乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
4. 目視調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

問4 目視調査個票を作成に関する1～4の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。
2. 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
3. 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
4. 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

問5 「所有者等への報告」「地方公共団体への報告」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
2. 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
3. 地方公共団体に対して調査結果を報告し、報告を受けた地方公共団体は、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」に調査結果を入力することとなる。
4. 建築物の所有者との契約に基づいて、石綿含有建材調査者が、地方公共団体に調査結果を報告することも考えられる。